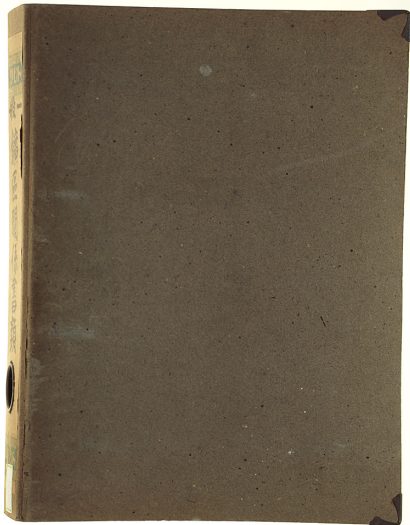






契約書

古河鉱業株式会社下山田鉱業所（以下甲という）と共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所（以下乙という）の間に於て左の通り契約を締結する。

第一条 甲は甲が所有する下山田鉱業所鉱区（勸業院第一〇九六号）内に乙の施設した日吉炭鉱三坑本面及び左二片、左三片坑道（以下単に坑道という）について、昭和三十三年七月十六日付締結の坑道の維持使用に関する契約期限満了後昭和三十三年十一月十六日まで引渡さ乙がこれを維持使用することを認めるものとする。

第二条 乙は坑道にして甲の鉱区内を通過する区間については乙鉱区内の石炭産出を目的とする運搬坑道に使用するものとし、事前の許可を問わず甲の鉱区内に埋蔵する石炭の産出に使用しないものとする。

但し乙が坑道の維持上已むを得ず甲の鉱区内に運搬する石炭の産出を必要とする事態が生じたときは甲の承諾を得てこれを行うものとする、その場合産出した石炭は悉く甲に引渡すものとする。



第三条 乙は第一章記載の坑道の掘その理由の如何を問はず甲並に内にて坑道を新設しな
いものとする。

第四条 甲は随時坑道を調査することが出来るものとし、乙は甲に対し調査に必要な便宜を
与えるものとする。

第五条 乙は甲が本契約の期間中に坑道の直下或はその近傍を深掘することに異議なく、そ
のために坑道及び坑外諸施設等に如何なる被害を蒙つても何等の異議をなさないもの
とする。

第六条 乙は坑道の使用を停止するときは予め甲にその旨を申出るものとし、甲並に乙は該
處の上坑道の停止によつて生ずべき被害を想定し被害物件を確定し或は、乙は当該物件に
つゝ生ずる被害を一切賠償する責に任ずるものとする。

第七条 乙が前各条の他に違背若しくは甲に損害を与えたときは甲は契約期間中と雖も本契約
を解除することが出来るものとし、乙はこれに対し異議をなさないものとする。
その場合甲の蒙つた損害につき乙は甲の要償に充てるものとする。

第八条 甲及び乙は甲、乙、久留米三社の間の補償協定により第六条の定めが拘束されない
ことを確約するものとする。

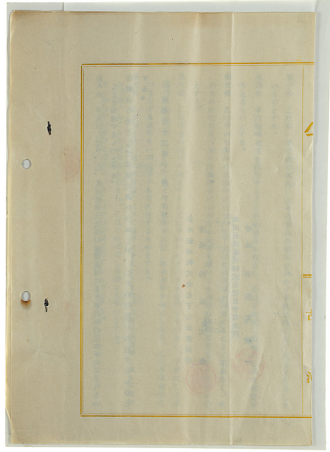
右契約の証として本書式通を作成し甲、乙その写通を保有するものと
する。

昭和三十三年十一月十六日

古河鉱業株式会社 下田鉱業所
所長 森田太郎

共同石炭鉱業株式会社 吉鉱業所
所長 宇佐見 敬





按 大上長740銭所144

昭和32年10月10日

古河鉱業株式会社下山田鉱業所

所長 森 出 太 郎 殿



共同右炭鉱株式会社日吉鉱業所

所長 宇 佐 見 敏 一

日吉三坑坑道通過契約の件

昭和32年11月17日御社と当社の間にて契約致しました日吉三坑の本坑、左二片、左三片の坑道が御社鉱区内の一部を通過致しましたことについては昭和32年11月16日迄となつて終了しましたが現状では日吉三坑の探掘終了は昭和33年10月頃と予定されますから本契約を今後一ヶ年の延長を御承認下さいませ御願い申上ります。

同契約期間中に御社が日吉三坑重下取は立降の探掘によつて生ずる本契約の坑道に被害を蒙つても御かも異議を申出るようなことは致しませんことを全の御承諾申上ります。

昭和32年10月10日



契 約 書

明治
二十
八年
三月
八日

古河鐵道株式會社下山田鐵道所（以下甲という）と共同石炭鐵道株式會社日吉鐵道所（以下乙という）の間に於て左の通り契約を締結する。

第一条 甲は甲が所有する下山田鐵道所管區（福深堂第一〇九六号）内に乙の施設した日吉鐵道三坑本所及び五二片、左三片坑道（以下単に坑道という）について、昭和二十八年十一月十七日付臨時の坑道の維持使用に關する契約期限満了後昭和三十三年十一月十六日まで引續き乙がこれを維持使用することを認めるものとする。

第二条 乙は坑道に於て甲の管區内を通過する區間については乙管區内の石炭運出を目的とする運搬坑道に使用するものとし、事實の如何を問はず甲の管區内に運搬する石炭の運出に使用しないものとする。

但し乙が坑道の維持上已むを得ず甲の管區内に運搬する石炭の運出を必要とする事案が生じたときは甲の承諾を得てこれを行うものとする、その場合搬出した石炭は總て甲に引渡すものとする。



古 河

第三条 乙は第一條記載の坑道の他その鐵道の如何を問はず甲管區内に於て坑道を新設しないものとする。

第四条 甲は臨時坑道を調査することが出来るものとし、乙は甲に対し調査に必要を便宜を与えるものとする。

第五条 乙は甲が本契約の期間中に坑道の地下或はその近傍を深掘することに異議なく、そのために坑道及び坑外諸施設等に如何なる被害を與つても或等の異議賠償をなさないものとする。

第六条 乙は坑道の使用を廃止するときは予め甲にその旨を甲出来るものとし、甲並に乙は廢止の上坑道の廃止によつて生ずべき監督を満足し被害物件を確定し度き、乙は該物件につき生ずる監督を一切賠償する責に任ずるものとする。

第七条 乙が前各條の旨に違背若しくは甲に損害を與えたときは甲は契約期間中と雖も本契約を解除することが出来るものとし、乙はこれに対し異議なきものとする。
その場合甲の蒙つた損害につき乙は甲の要償に充てるものとする。





第八條 甲及び乙は甲、乙、久恒鉱業三社間の關係協定により第八條の定めが拘束されないことを確認するものとする。

右契約の証として本書式通を作成し甲、乙その普通を添有するものとする。

昭和三十三年 七月 拾六日

甲 古河鉱業株式会社 下田 武 所長

乙 共同石炭鉱業株式会社 佐 所長



古河





(奉 議社選、九州本部)

昭和廿二年三月十二日

日吉鉱業所

明石部

長

東京本社 御中

三坑坑道通過ニ付テ

昭和廿九年三月十三日付テ日吉三坑ノ坑道通過古河鉱業下山田鉱業区内三ヶ年ノ承認受テ履行候爲其ノ期間満了昭和廿一年十一月十六日相成リ、其ママト相成リ候後三ヶ年同議社ノ申請ヲ奉リ下山田鉱業所ニ別紙ノ通り提出致シ候。本日小生伊藤隆俊ニ面會相談爲其マミニナリシテ別紙致シ、アト御承認方御願致シ候。候御手數ナガラ古河本社ヨリ其給之有リシ時ハ御願致レ候下展同穴々敬禮ナレバ上京御説明御承認ヲ得ル方御ニ付宜敬御願申上候。

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

福岡県大田郡日吉町大字
電話大田一〇〇番 日吉四〇番



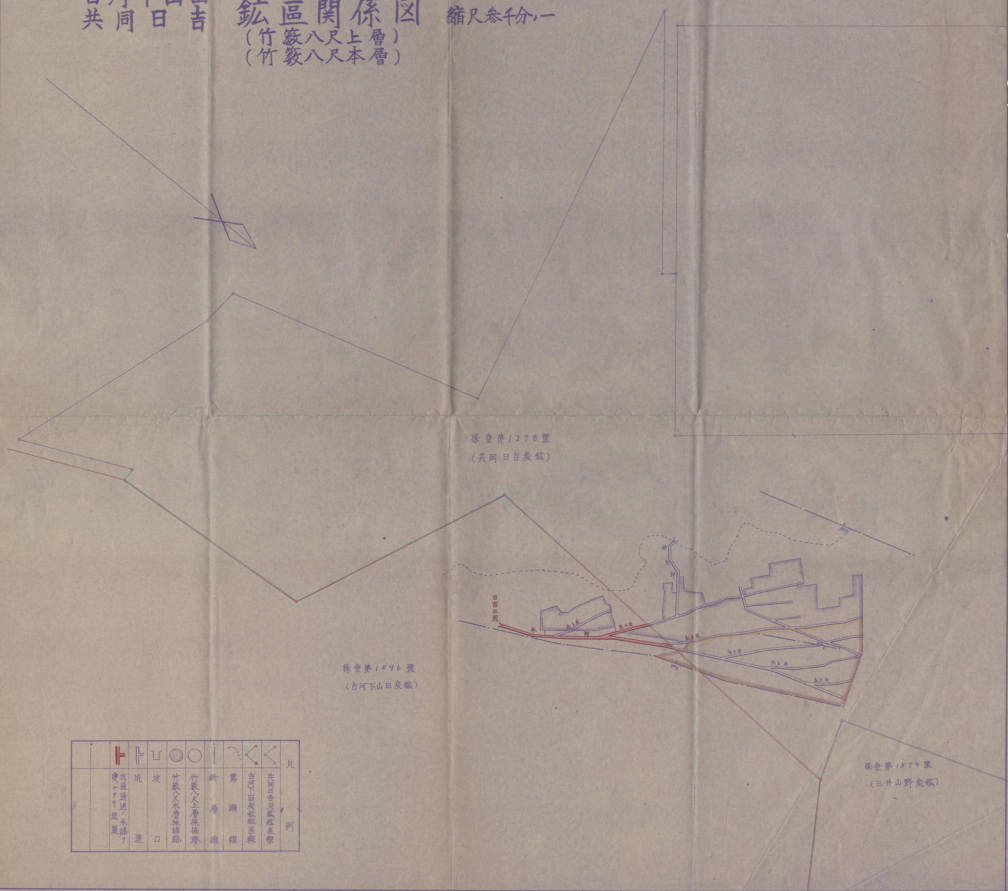


古河下山田
共同日吉

鉦區關係図

(竹篠八尺上層)
(竹篠八尺本層)

縮尺參千分一



日方紙王作



坑道通過願書

共同石炭鑛業株式會社



坑道通堀願書

昭和十二年十一月二十日付を以て、御社と当社の間に公正契約を締結致しました鉱業法第三十六条（視鉱業法第四十六条）による掘進増区区域内に、昭和十五年二月日吉三坑を開採し、竹藪八尺上層全本層を採掘致して居りましたが、現在右掘進増区内の掘進坑道を利用して当社鉱区内の深部地区を採掘中であります。

従ひまして、増区契約期間は、本年十一月十六日を以て期間満了となりますが、上記の如く貴鉱区内に本坑及左二片左三片の掘進坑道を設定してゐます（附圖図示）圖表上、右坑道の掘進なくして日吉三坑の採行が不圖となります。

何卒右の事情を御斟酌下さいますて、別紙附圖図示の掘進掘道を御承諾下さいます様御願申上ります。

昭和二十八年九月三十日

東京都中央区銀座七丁目五番地の宅

監製権者 井内右兵衛興業株式会社

取締役社長 入 交 太 誠

古河鉱業株式会社

取締役社長 新 海 英 一 誠

縮尺參千分一

ト	○	フ	●	ハ	△	▽	◀	▶	九
度々ノハナハナ	竹藪ノ上ニ居候様跡 竹道通過ノ水跡ナ	茂	六葉ノハナハナハナ	密	密	密	右ノ草ノ出度候様跡 左ノ草ノ出度候様跡	右ノ草ノ出度候様跡 左ノ草ノ出度候様跡	九



審 酌 審

六月十二日正利三通
あつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつた



昭和二十八年九月三十日附を以て御願い致しました弊社日吉炭坑
三坑本郷及左二片左三片坑道使用について御承諾ありましたにっ
いては貴社採掘に基き御坑道に被害が生じましても決して炭蔵若
は何等の優遇を致しませんので為念御約束を提出致します。

昭和二十八年 六月十五日

東京都中央区銀座区七丁目五番地ノ番

監査報告 井岡石炭炭蔵株式会社

取締役社長

入 交 太 漢

古河炭蔵株式会社

取締役社長 新海英一殿





古下 堀土第三九号

昭和廿八年十二月三日



吉河下山田鉱業所
所長 安 岡 虎

日 吉 展 坑 々 展 殿



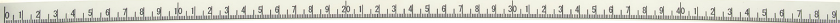
当所鉱区内坑道通過に関する件

昭和二十八年九月三十日附を以て御依頼の標記に関する件については其後貴所より十月十五日附發約書の差入れも有之、早速弊社本店に貴書を報告打合せ致しました結果、貴社との間に契約書を交換し、それを以て貴社の御依頼を承諾する方針に決定致しましたので目下その契約書原案を作成中で案文脱稿の上最終の日取等打合せ致し度いと存じますので右事情御承知下御通知申上げます。

以 上

昭和 年 月 日

吉 河



古澗三條同係書額

不要



増進増区契約期間延期申請書

共同石灰産業株式会社

昭和廿七年十一月一日

明石厚信 伊東所長 宛
伊東 謹言



増進増区契約期間延期申請書

昭和拾貳年拾月貳拾日付を以て御社と当社との間に公正契約を締結致しました鉱業法第參拾六条（現鉱業法第四拾六条）による増進増区の契約期間は昭和貳拾八年拾月拾六日を以て期間満了となりますが、増進増区城の竹藪八尺上層、竹藪八尺本層は現在履行中で、其の他の炭層は左記の理由で未採掘の状態でありましたが、昭和貳拾七年六月に一坑の復旧工事に着手し未採掘区域の採掘を開始する計画であります。

此の様な事を御社御下さるゝとして、増進増区区域の採炭期間の延期を御承認下さいます極願申上ります。

記

一、増進増区区域の炭層名

竹藪八尺上層	ドマ八尺層
竹藪八尺本層	海軍八尺層
杉谷五尺層	
間參尺層	
コウモリ五尺層	

二、延期理由

増進増区区域の竹藪八尺上層、竹藪八尺本層は三坑に於て、本即保安炭柱を掘し全部採掘終了しましたが現在増進増区区域外の深部地区を採掘中でありす。従つて本即保安炭柱採掘時期は該地区の採掘終了後に當る即ち三坑終期に本即保安炭柱の採掘を致す計画であります。

杉谷五尺層、間參尺層は昭和拾九年九月迄に採掘終了致しました、コウモリ五尺層、ドマ八尺層、海軍八尺層に對しては昭和拾七年拾月に斷層で休止中の一坑本即斷層掘進を開始拾八年貳月コウモリ五尺層に着炭し更に下部ドマ八尺層、海軍八尺層に對して岩切地道を掘進し拾九年六月に着炭しましたが、該地区のコウモリ五尺層、ドマ八尺層、海軍八尺層はドン貫入の影響で掘石化し丁度大東亞戦争の最中で、掘石、無煙の採掘は直かに有煙炭採掘に切替へよとの戦時非常特別増進法の命令で該地区の採炭を中止しその勞務者、資材を才田地区（當時三井鉱山より譲受）の竹藪八尺坑に転用を止むなきに至りました。當時一坑に於ては他に間參尺層を採掘して居りましたが、該炭層は炭丈薄く低能率でありましたので、全時に採炭を中止し竹藪八尺坑に、炭用命令を發給使から命ぜられまして、昭和拾九年九月に休業の止むなきに致りました。昭和貳拾年八月終戦となり以降は勞務者、設備等の事情で休止の状態にありましたが昭和貳拾七年六月より一坑復旧工事に着手致しまして未採掘区域の採掘計画を實施致

して居ります。

一、湘達理区延期期間

昭和貳拾年拾壹月拾六日より同月拾七

昭和貳拾七年拾壹月拾日

東京都中央区海町一丁目拾壹番地

共同石灰工業株式会社

取締役社長 入 交 太 蔵

臨園縣高橋郡柏町大字才田貳貳ノ地番地

共同石灰工業株式会社日吉支店

取締役社長 宇佐見 數

共同石灰工業株式会社

下山田支店所長 伊東孝吉殿



鎮藥法第參拾六條二依凡石炭採掘區增區照

國語採摺登錄第壹貳七八號

大隈町 相模村地内石炭採掘區拾四萬六千叁百叁拾五坪

增區經商儲蓄部
桐葉村
地內

面積 貳萬八千八百貳拾貳坪

合計 七萬五千壹百九拾七坪

へ領區をU縣向縣探掘指登錄第壹〇九六號石紫探掘領區へ相違致し度ニ付

地區許可相放度別紙圖面鐵床圖、鐵床說明書並隣接續業權者ノ承諾書相附

此段相顧傾也

昭和拾貳年拾貳月貳拾日

福岡縣若松市本町三丁目貳六九番地ノ壹

探掘權者出願人 共同石炭株式會社

代表取締役 入 交 太 蔵

商工大臣 吉野 信次郎

特殊(第百)此能物受領證

引受番號 5102

重箱 肆 郵便物 28 封

(受取人氏名)

松島 匠

(送り人氏名)

若林 幸次郎

共同石炭株式會社

(附封表記全額)

郵便物

(代金引換金額)

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

郵便物

面積 貳萬八千八百八拾貳坪

合計 拾七萬五千壹百九拾七坪

鐵區 鐵區探掘權登錄第壹〇九六號石炭探掘鐵區へ増進致シ處ニ付

此區許可相成處別鐵區面積床面、鐵床說明書並圖樣探掘權者ノ承諾書相添

此段相願候也

昭和拾貳年拾貳月貳拾日

鐵區若松市本町拾丁目貳六九番地ノ壹

探掘權者出願人 共同石炭株式會社

代表取締役 入 交 太 藏

商工大臣 吉野 信次 藏

増鐵區増區願

鐵區探掘權面積萬六千壹百拾五坪

八 五

續要法第拾壹章六條ニ依ル石炭採掘區域増廣區域説明書

一 福岡縣探掘登録第壹貳七八號

全礦嘉穂郡 大隈町 須崎村 地内 石炭採掘 礦區 約 萬六千 餘 百 拾 五 坪

増廣 福岡縣嘉穂郡 山田町 地内 稻葉村

面積 貳 萬 八 千 八 百 八 拾 貳 坪

合計 拾 七 萬 五 千 壹 百 九 拾 七 坪

右増廣區域地内ノ地質ハ第三紀層ニシテ之レニ屬スル鐵床ハ別紙礦床圖ニ示スガ如ク原區探登録第壹貳七八號礦區内ニ増廣目的タル圖示A B O D E F 各號開區域~~約~~五尺層、Fマ八尺層、海軍八尺層及ビ圖示B O D E 各號開區域竹藪八尺上層、竹藪八尺本層、杉谷五尺層、間三尺層何レモ走向部百拾貳度傾斜拾八度ノ露頭存在シ之レ等増廣目的礦層ハ増廣區域探登録第壹〇九六號礦區内ニ向ツテ傾斜シ別圖示ノ如ク中

一字訂正

圖ニFケテ著リ所層有之爲圖示B O D E 各號開區域~~層~~ヨリ急造シテ斷層ヲ切レバ圖示A B O D E F 各號開區域~~層~~ニ増廣容易ニシテ~~採掘~~上礦利ヲ損スル事ナク諸般變更ナリ又増廣區域探登録第壹〇九六號礦區ノ目的層層ハ圖示A B E F 各號開區域ニハ該増廣層ヨリ數拾尺上層ノ間三尺層、杉谷五尺層、竹藪八尺本層、竹藪八尺上層ニシテ双方共事實上支障ヲ及ボスガ如キ事無之依而増廣ヲ出願スル次第ニ候也

昭和拾貳年~~拾~~月~~拾~~日

福岡縣若松市本町第丁目貳六九番地ノ壹

探掘權者出願人 共興石炭株式會社

代表取締役 入 交 太 藏

承 通 書

實証名義ノ編與縣嘉穂郡信樂村地内探掘發見第壹貳七八號石炭探掘
 鐵區ヨリ探証名義ノ編與縣嘉穂郡山田町地内探掘發見第壹〇九六號
 石炭探掘鐵區内ノ別紙圖示ノA B C D E 號區域ニ於テハ固三尺層ヲ含ム
 其レ以上ノ層層即チ固三尺層、杉谷五尺層、竹藪八尺本層、竹藪八尺
 上層及ヒA B C D E F 號區域ニ於テハ殆皆五尺層ヲ含ム其レ以下ノ層
 層即チ殆皆五尺層、ドマ八尺層、海軍八尺層ノ各層層ニ竹炭炭法第壹
 拾六條ニ依リ掘進スル爲層區出鐵ヲ爲スコトヲ承諾致候也

昭和拾貳年貳月拾日

東京市麹町區丸ノ内貳丁目八番地

編與縣採發第壹〇九六號

礦業權者 吉河石炭礦業株式會社

代表取締役 佐々木 敏 嗣

編與縣採發第壹貳七八號

礦業權者 共同石炭株式會社



12. 1. 10 町 町 町

承 諾 書

貴社名義ノ福岡縣嘉穂郡山田町地内探掘機登録第壹〇九六號石炭探掘機區ヨリ弊社名義ノ福岡縣嘉穂郡稻葉村地内探掘機登録第壹貳七八號石炭探掘機區内ノ別紙圖面顯示ノ間三尺層ヲ含ム其レ以上ノ炭層即チ間三尺層・杉谷五尺層・竹藪八尺本層・竹藪八尺上層ノ各炭層ニ付炭藥法第三十六條ニ依リ掘進スル爲増掘區出願ヲ爲スコトヲ承諾致候也

昭和拾貳年^{一九四一年}五月の六日

福岡縣若松市本町三丁目貳百六拾九番地ノ壹

福岡縣探掘機登録第壹貳七八號

炭藥權者 共同石炭株式會社

代表取締役 人 交 太 廠

福岡縣探掘機登録第壹〇九六號

炭藥權者

古河石炭炭藥株式會社 廠

福岡銀行 支店長

期
義
園
設

福崗林採掘登錄第五七八號石灰採掘區可區劃

出願人 共同石炭株式会社

代役收租役人 父 太 順

卷之四

昭和廿一年七月六日附頒額拾貳年第一壹七號ヲ以テ御不違ノ出願修正願

因左記内譯ノ通り本日御返附申上候也

下附續圖
貳葉

石炭採掘區圖 五葉

鋼床圖
四第

昭和拾參年七月貳拾七日

特種(通商)郵便物受領證

引受番號 894

重量 肆 郵便料 30 錢

(受取人氏名) 提美臣	
(差出人箇所氏名) 共同石灰	
(郵便表記金額)	
(税金引当金額)	

13 47 1607 引受
告投未可 郵便局

福岡縣田家管理局長

現 義 留 股

福岡縣探煤權登錄第壹貳七八號石灰探煤權區域圖

出願人 共同石灰株式會社

人 父 太

廠

672

以下明示連ノ出願修正應

昭和參年七月貳拾七日

領 床 圖 四 葉

登錄稅納付書

昭和拾貳年拾壹月貳拾日出願

一 福岡縣嘉穂郡山田町外一町一村地内

福岡縣桂地糧登錄第七八号石炭林區域地應願

此鑽業權変更登錄税金壹百圓也

昭和拾貳年拾貳月拾六日

出願人 共同石炭株式會社

右取締收入交本藏

登録税納付ニ關スル注意事項

(第四百十五號紙)

- 一 登録税納付書ニハ左ノ區別ニ從ヒ相當ノ收入印紙添付ノコト
 - 一 試掘權ノ設定 每一件 金百圓
 - 一 試掘權ノ變更 每一件 金百圓
 - 一 増區又ハ増減區 每一件 金四拾五圓
 - 一 減區 每一件 金拾圓
 - 一 採掘權ノ設定 每一件 金貳百圓
 - 一 新規登録 每一件 金五拾圓
 - 一 續區合併 每一件 金五拾圓
 - 一 續區分割 設定續區每一箇 金五拾圓
 - 一 採掘權ノ變更 每一件 金五拾圓
 - 一 續區訂正 每一件 金百圓
 - 一 増區増減區 每一件 金貳拾圓
 - 一 減區 每一件 金貳拾圓
- 一 登録税ハ許可決定ノ通知ヲ受ケタル者ハ其ノ代理人出國シ又ハ書留郵便ヲ以テ之ヲ納付スラベシ
 一 代理人ハ其ノ登録税ヲ納付スル場合ニハ其國出ラシタル書留郵便付シテ之ヲ納付スラベシ
 一 登録税納付書ハ郵便式ニ依リ封緘シ許可決定ノ通知書並同付送付シテ之ヲ納付スラベシ
 一 通知書同付送付シテ之ヲ納付スラベシ

登録税納付書

(登録税受領ノ提出スル書留郵便付シテ)

昭和何年何月何日出願

一 何縣何郡何村地内

何 續試掘權

此續試掘權設定登録税金何圓也

(續區増減區又ハ訂正額ノ場合ハ續區増減税登録税ノ記載セラルベシ)

印紙

印紙

注意

年 月 日

出願人氏 名

一 共同出願人ノ場合ニハ登録税納付書ハ總テ簽名捺印シ新舊代表者トナルハ其者ヲ表章シタルトキ之ヲ以テ代表者ノ届出ト看做ス
 (農業協進行規則第十一條參照)

附圖

尺度六分之二

板堂第壹、七、六、號

原區、板堂第壹、七、六、號

符

原、鏡、區、境、及、旗

降、續、區、境、及、旗

原、鏡、區、境、及、旗

降、續、區、境、及、旗

原、鏡、區、境、及、旗

降、續、區、境、及、旗

原、鏡、區、境、及、旗

降、續、區、境、及、旗

原、鏡、區、境、及、旗

降、續、區、境、及、旗

原、鏡、區、境、及、旗

降、續、區、境、及、旗

原、鏡、區、境、及、旗

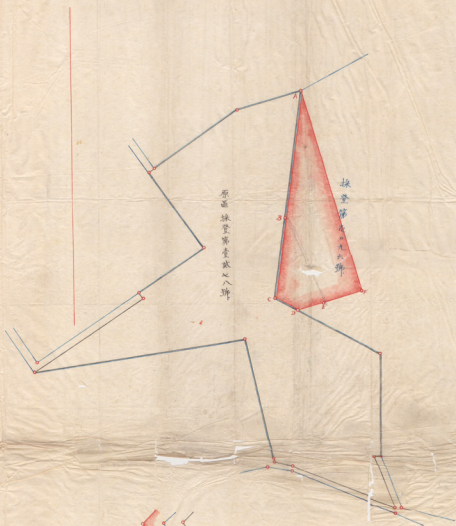
降、續、區、境、及、旗

原、鏡、區、境、及、旗

降、續、區、境、及、旗

原、鏡、區、境、及、旗

降、續、區、境、及、旗



麟	原	九
區	鎮	例
界	區	

盤案法第三十六條之規定
該案係屬一九八九年
該案係屬一九八九年
域內之增進人口區域

施築ⅢⅣ區田塘池塘排渠量表

民國二十二年三月

區域別	(A) 市河區區內 塘池保蓄區域										(C) 市河區區內 塘池保蓄區域										合計		摘要
	項數					項數					項數					項數					合計		
	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	合計	合計			
竹炭八尺上層	1130	20	281	30	5327	20520	8648	2387	70	1845	30	11816	20520	2824	17210					竹炭八尺上層			
竹炭八尺中層	1130	80	944	87	8182	20520	6176	2387	80	1880	10	15716	20520	8680	16361	12810				竹炭八尺中層			
竹炭五尺上層	4768	80	3310	81	28216	20520	14376	1876	10	5722	11	64207	20520	36207	66367	62110				竹炭五尺上層			
竹炭五尺中層	4644	80	3310	81	18061	20520	14627	14110	20	2728	20	15728	20520	40011	66367	62110				竹炭五尺中層			
合計					48767	787	36666					100760	787	28226	163797	118122							
區域別	(B) 市河區區內 市河保蓄區域										(B2) 市河區區內 市河保蓄區域										合計		摘要
	項數					項數					項數					項數					合計		
	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	項數	合計	合計			
竹炭八尺上層	6228	20	2111	7	40177	20520	14622											40177	14622	竹炭八尺上層			
竹炭八尺中層	6228	80	3226		40177	20520	17521											40177	17521	竹炭八尺中層			
竹炭五尺上層	2382	20	4016		11308	20520	8016	944	80	216	10	20520	20520	19329	12130					竹炭五尺上層			
竹炭五尺中層	1820	80	1466		6332	20520	4022	1020	80	816	20	20520	20520	20520	20520					竹炭五尺中層			
市河五尺上層	12162	30	21618		11763	20520	10020	20	100	60	20520	20520	107252	117270						市河五尺上層			
市河五尺中層	12037	80	14661		10834	20520	10660	4320	30	6068	60	20520	20520	163797	117270					市河五尺中層			
市河五尺下層	11428	20	20296		66661	20520	54372	1070	30	1216	60	20520	20520	60276	60276					市河五尺下層			
合計					361294	787	281867					280	40160	40160	100000								



稻築及五反田溜池關係地質調查圖

縮尺參千分七壹

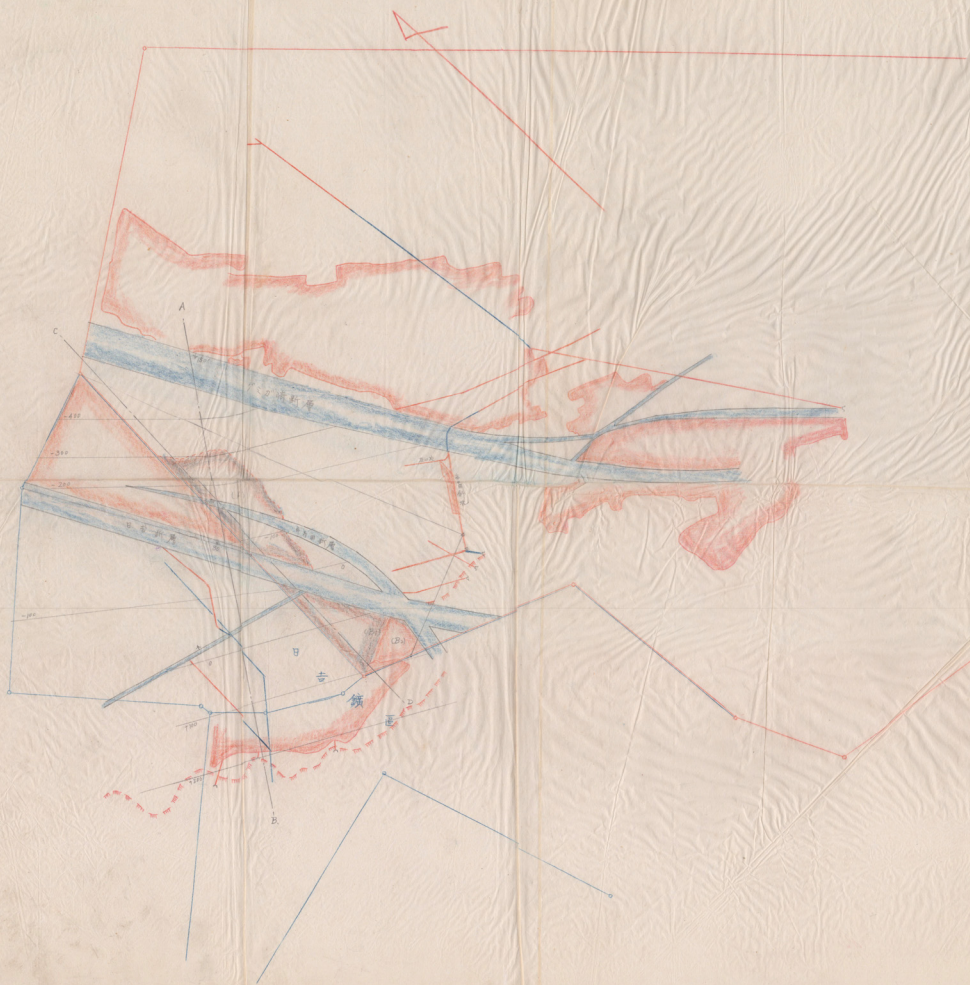


第八卷

第八卷

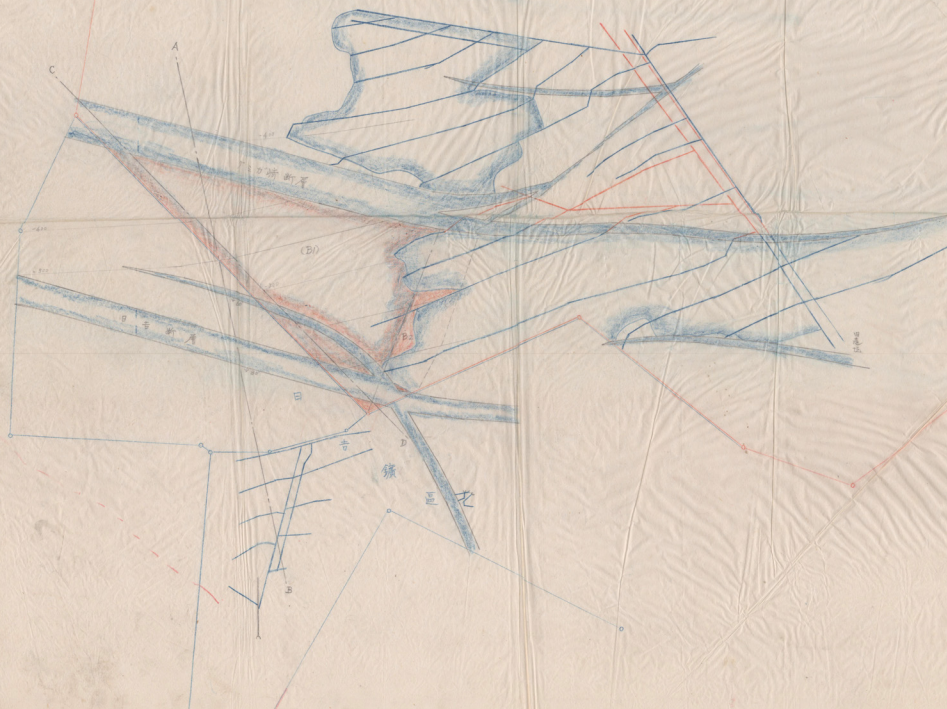
第八卷

第八卷



第四圖
間三尺層

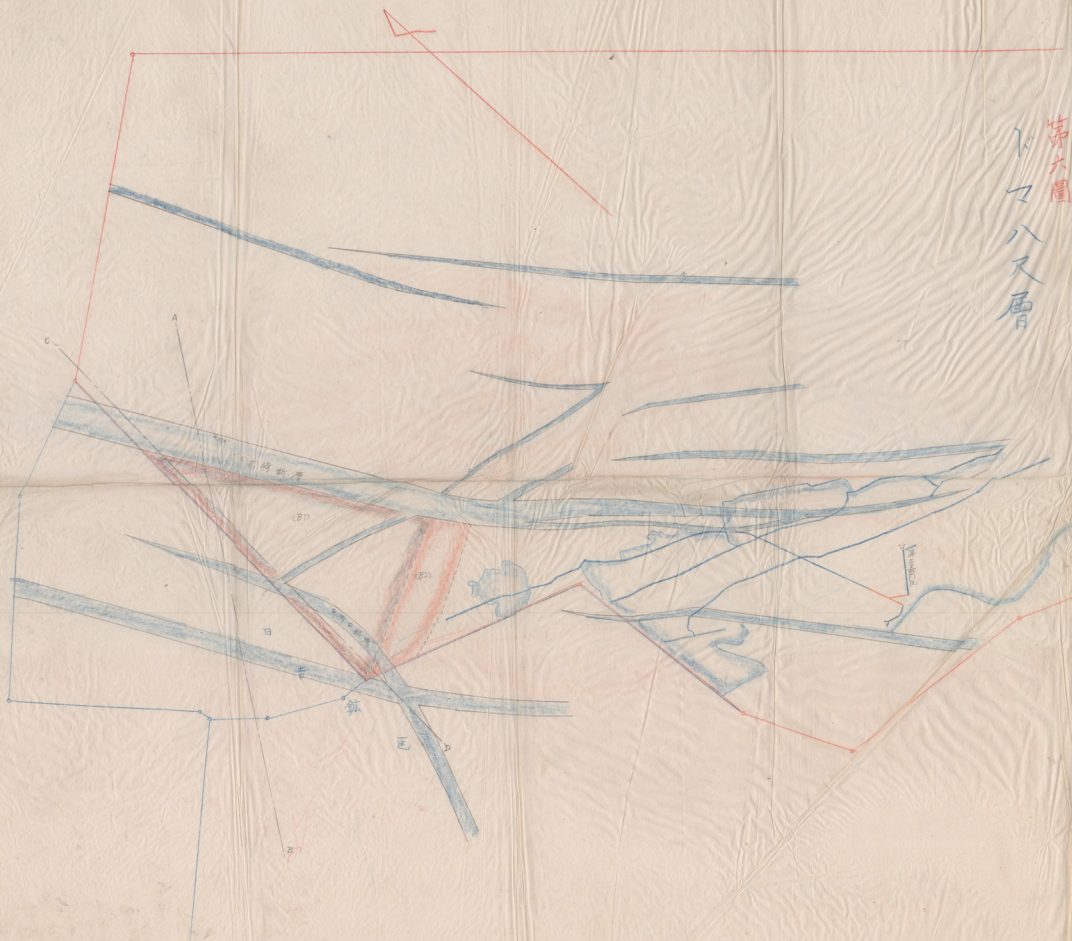
第五圖
蝙蝠五尺層



第六層

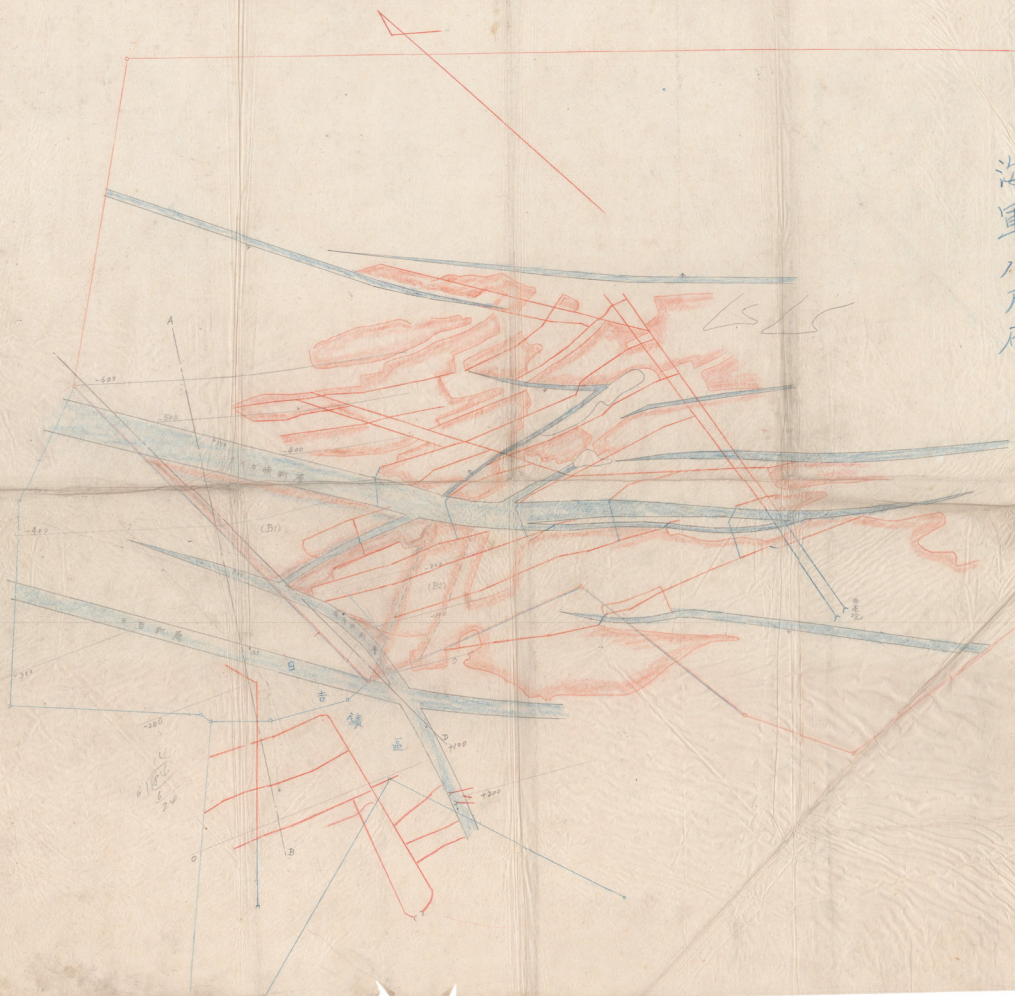
第八層

トマハス層



第七章
海軍八尺層

海軍八尺層



石炭採掘

石炭採掘領區增區願

福岡縣採掘權登錄第一二七八號

福岡縣嘉穂郡大隈町、山田町、細碓町地内石炭領區拾七萬五千百九拾七年

「增區 福岡縣嘉穂郡大隈町地内

面積 千貳百坪

「增區 福岡縣嘉穂郡山田町、大隈町地内

面積 千百九拾坪

合計面積 拾七萬七千五百八拾七坪

右採掘領區變更許可相成度圖面及領床説明書相添此段相願候也

昭和拾六年九月 日

福岡縣若松市海岸通丁貳丁目二一〇番地

採掘權者 共同石炭株式會社

代表取締役 人 交 太 藏

商工大臣 左 資 司 政 三 殿

控

領束説明書

福岡縣探掘登錄第一二七八號

福岡縣嘉穂郡大隈町、山田町、稻築町地内石灰礦區拾七萬五千百九拾七坪

「増區 福岡縣嘉穂郡大隈町地内

面積 千貳百坪

「増區 福岡縣嘉穂郡山田町、大隈町地内

面積 千百九拾坪

合計面積 拾七万七千五百八拾七坪

右増區出願地ノ地質ハ第三紀層ニシテ固シテ區胎セル礦床ハ原礦區内ニ存在スル礦床ト同一ニシテ原礦區ノ事變ヲ擴張シ將來充分採掘シ得ルモノト認定致候此段説明候也

昭和拾六年九月 日

福岡縣若松市港邊通り貳丁目二一〇番地

探掘者 共同石灰株式會社

代表取締役 入 交 太 藏

登錄名義人ノ表示變更ニ付登錄申請

續區所在地 福岡縣嘉穗郡大經町山田町稻葉村地内

登錄番號 福岡縣探堀權登錄第壹貳七八號

登錄ノ原因及其日附

昭和拾參年貳月拾日會社所在地移轉

登錄ノ目的 登録名義人ノ表示變更ノ附記登録

變更事項

礦業權者其同石炭株式會社ノ所在地ヲ福岡縣若松市海岸

連臥丁日臥百箇雷鳴ト變更ス。

登錄税金 金取捨減也

右登錄申請候選

昭和廿二年二月十八日
花子入

福岡縣若松市海軍通貳丁目貳百拾番地

鐵榮隆者 共利石炭株式會社

右取確仗 入 變 太

福岡鐵道監督局長

吳 曉 區 殿

[illegible]

鉱業法第參拾六條に依る開鑛の爲め
増区出願に關する契約公正証書原本

本取は當時者代理人の彌託に因り其開鑛の趣旨を錄取し此証書を作成す
本契約の當時者古河石灰鉱業株式會社を古河共同石灰株式會社を共同と各
略稱す

13

法律行爲の本旨

第百條

古河は其所有に關する福岡縣探掘權登錄第百〇九六号鉱区より、
共同所有に關する福岡縣探掘權登錄第百七十八号鉱区中左記表示（圖
面添附）炭層に開鑛採炭を爲すことを約し共同は之を承諾したり
古河が開鑛採炭すべき炭層

竹藏八尺上層（第貳圖Dの部）

竹藏八尺本層（第貳圖Dの部）

杉谷五尺層（第參圖Dの部）

間參尺層（第四圖Dの部）

第貳條

共同は其所有に關する福岡縣探掘權登錄第百七十八号鉱区より
古河所有に關する福岡縣探掘權登錄第百〇九六号鉱区中左記表示（圖
面添附）炭層に開鑛採炭を爲すことを約し古河は之を承諾したり
共同が開鑛採炭すべき炭層

竹藏八尺上層（第貳圖Bノの部）

竹藏八尺本層（第貳圖全）

杉谷五尺層（第參圖全）

間參尺層（第四圖全）

コウネリ五尺層（第五圖全）

ドマ八尺層（第六圖全）

海軍八尺層 (第七圖 全)

杉谷五尺層 (第參圖Bの部)

岡參尺層 (第四圖 全)

コウチ五尺層 (第五圖 全)

ドマ八尺層 (第六圖 全)

海軍八尺層 (第七圖 全)

第參條 古河及共同は相互に本契約の目的を達する爲め主務官庁に對して該條法第參拾六條に依る増区出願を爲すものとし各相手方に對し之に必要な書類を交付すべし

第四條 古河及共同が本契約に依る増地区域に對し掘進採炭を爲すべき期間は主務官庁の許可決定し其の登錄の日より滿拾五年とす

第五條 古河及共同は各本契約に依る増地区域を第三者に譲渡し又は該鉱區を第三者をして採掘せしめざるものとす

第六條 左の各号の増に該当する場合に於ては古河又は共同に増区鉱區を無償にて相手方に返還すべきものとす

將 第四條の掘進採炭契約期間満了したるとき

貳 古河又は共同が引續き參年以上掘進採炭を中止したるとき

參 古河又は共同が本契約上の義務を履行せざるとき

前項第貳号及第參号の場合に於ては掘進採炭を中止せる者又は契約上の義務を履行せざる者が其の相手方に對し本條の返還義務を負ふものとす

第七條 共同は古河に對し採掘炭量の参額金として金六萬參千円也を支払ふものとし其支払期日を左の如く定む

一 本契約締結と同時に金參萬參千五百円也

二 増區に屬する主務官庁の許可決定し登錄手續完了の日金參萬參千五百円也

第八條

前條の参額金は古河又は共同の官廳採掘炭量が本契約書附圖表記載の採掘量と相違したる場合又は古河若くは共同が契約期間内に採掘を完了し得ざる場合に於ても増減變更を爲さざるものとす

第九條

石炭採掘に基因し互反田溜池及補綴溜池に被害を生じたる場合に於ては其の採掘が古河又は共同の何れに上りて爲されたるを問わず共に於て一切之を引受け處理し古河は何等の責任を負はざるものとす

第十條

古河又は共同の採掘に基因し固有鉄道線路に被害を生じたる場合に於ては古河下山田炭鉱々区標第八号と第十号とを結合したる直線を以て境界線とし該境界線以東部分を古河以西部分を共同の補償責任区域とす

第十一條

前條の溜池及固有鉄道線路を除きたる地産物件の被害に關しては古河下山田炭鉱と共同日吉炭坑との鉱区地産境界線を以つて境界線とし各其の鉱区内を補償責任区域とす

第十二條

古河又は共同が本契約第四條乃至第六條及第九條乃至第十條の規定に違背し契約を履行せざる場合に於ては各其の相手方に対し違約金として金四萬円位を支払ふものとす

第十三條

当事者は本金銭債務の履行を怠りたるときは直に強制執行を受けるも異議なき旨各認諾したり

第十四條

本契約に關する九項を添附す
本附外要件

東京市墨町区丸の内貳丁目八番地

當事者

古河石炭産業株式会社

同市品川区南品川五丁目貳百七拾番地

右会社法定代理人取締役

福岡縣鞍手郡小竹町大字新多千壽百八拾番地

会社員

佐々木 明治拾四年貳月八日生
明 明治拾四年貳月八日生

右佐々木淑嗣代理人

伊 東 孝 吉

明治貳拾九年五月八日生



福岡縣若松市本町参丁目貳百六拾九番地の岩
当事者 共同石炭株式會社
高知縣高知市廿代町炭拾岩番地
右會社法定代理人取締役

入 交 太 藏

明治貳拾九年八月拾四日生

福岡縣若松市修多羅五百七拾五番地の武拾
八

右入交太藏代理人

入 交 太 藏

明治參拾四年八月拾參日生

伊東孝吉は本藏其氏名を知り且國藏あり

入交太兵衛は本藏面藏なきを以て通法の印鑑証明書を提出して人違なきこと
を証明したり

右各人は委任狀を提出して代理權限を証明し且委任狀は影証を受けざる私者

証書なるを以て通法の印鑑証明書を提出して証書の真正することを証明した
り

右各人は登記簿抄本を提出して佐々木敏綱は吉河石炭炭礦株式會社並に入交
太藏は共同石炭株式會社の取締役なることを各証明したり

此証書は昭和拾貳年拾壹月貳拾日本職役場に於て作成す
右列記者に読取せたる迄之を承認したり依て本職及び列記者一同左に署名
捺印す

福岡地方裁判所々員

福岡県飯塚市大字飯塚七百七番地ノ宅

公証人

小 林 謙 三
伊 東 孝 吉
入 交 太 兵 衛

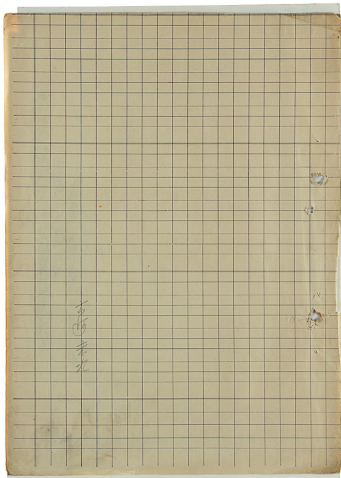
此証書は昭和拾貳年拾壹月貳拾日本職役場に於て作成す

福岡地方裁判所々員

福岡県飯塚市大字飯塚七百七番地ノ宅

公証人

小 林 謙 三



李
花



昭和三十一年四月六日

日吉鑑察所

明石部 長



九州本部
東京本社 御中

古河下山田鉱区減区登録書送付ノ件

古河下山田鉱区減区組提出中ノ免許可ノ上登録手續完了致シ候間
本書ハ九州本部へ、又ハ東京本社へ一部御送付申上候間御受取ノ
上重要書類へ保管相成リ候候





採掘區域圖

原區

福岡縣嘉穂郡桂井町大字平

福岡縣嘉穂郡桂井町大字平

全

福岡縣嘉穂郡桂井町大字平

全

福岡縣嘉穂郡桂井町大字平

全

福岡縣嘉穂郡桂井町大字平

全

福岡縣嘉穂郡桂井町大字平

全

福岡縣嘉穂郡桂井町大字平

全

福岡縣嘉穂郡桂井町大字平

全

面積九百五拾五アル

現存

總尺五千分

福岡縣嘉穂郡桂井町大字平

大字平

大字平

大字平

大字平

大字平

大字平

大字平

大字平

大字平

大字平

大字平

大字平

大字平

面積九百五拾五アル

第一区

5-2
30.9.7
30.9.7
福岡県

福岡縣山田市

大字下山田 尾地山

面積九百五拾五アル

全 縣山田市

大字下山田

尾地山 尾地山 尾地山

面積九百五拾五アル

石炭





探掘區域圖

縮尺三十分之一

原區 福岡縣嘉穂郡箱崎町大字八束

全區 福岡縣嘉穂郡箱崎町大字八束

全區 福岡縣嘉穂郡箱崎町大字八束

全區 福岡縣嘉穂郡箱崎町大字八束

全區 福岡縣嘉穂郡箱崎町大字八束

減區 福岡縣嘉穂郡箱崎町大字八束

大平 嘉穂郡箱崎町大字八束

福岡縣山田市 嘉穂郡箱崎町大字八束

面積九百五拾五丁九

現存

福岡縣嘉穂郡箱崎町大字八束

全區 福岡縣嘉穂郡箱崎町大字八束

全區 福岡縣嘉穂郡箱崎町大字八束

全區 福岡縣嘉穂郡箱崎町大字八束

全區 福岡縣嘉穂郡箱崎町大字八束

全區 福岡縣嘉穂郡箱崎町大字八束

全區 福岡縣嘉穂郡箱崎町大字八束

面積九百五拾五丁九

石炭

東京都中區銀座七丁目五番七

鐵道省共同石炭鑛業株式會社

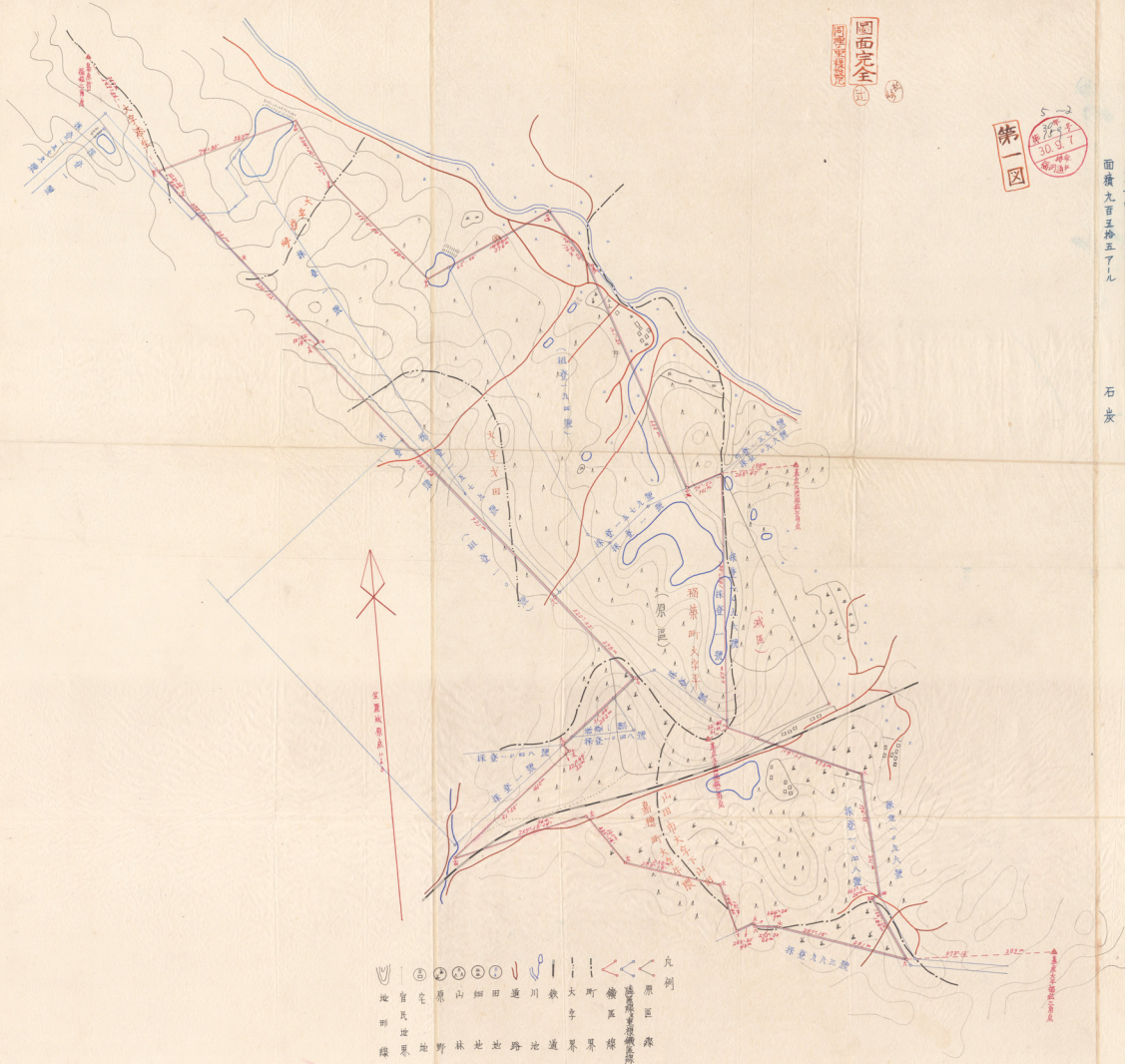
九段區神保町 入交 太藏

福岡縣嘉穂郡箱崎町大字八束

北八里八 明石 友卿



圖面完全
明治三十七年



- 凡例
- 河川
 - 鐵道
 - 境界
 - 大字
 - 通川
 - 細田
 - 原山
 - 官民境界

太平

大平

海國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

海國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

商國

海國

海國

海國

海國

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

五月十四日

古河下為坑提出控



福岡縣嘉穂郡稻築町才田

共同石炭
業株式會社

日吉鑛業所

電話 大稻築一四〇番

昭和
年
月
日

昭和
年
月
日

久恒鋳業公社

大境居増田同係

鐵道省
大境居
同係
日
吉
鎖
業
所

昭和
十一年
一月
一日





登

左記ノ審額正ニ受取申シ候也

一、現金金銀金取銀圓支所代通人ノ印通登明登部

一、登記宛抄本 壹部

一、本 源 書 壹部

昭和六年三月存

久恒銀業株式會社

共同石炭礦業株式會社

製 中





昭和二十六年二月八日

日吉 彌 榮 所

明 石 友 助



復興金融金庫

總 國 支 所 中

拜啓 益々御清榮ノ御賀幸リ候 扱テ過日ハ御多忙中御手致煩シ
該ニ恐縮ノ至リニ存ジ悉リ御本日御返付ノ書類正ニ受取り申シ候
同何卒御不心下度先ハ此文ヲ以テ御達勞御通知迄斯如候也

後編第二五―五八

昭和七年九月七日



復興金融公庫臨時支所

福岡支



同古炭取

州石常務殿

料金金に付随得質し奉ります。又、過日の依頼
ク振込指し永振着の振付ク書類と共に出
同封の上送付申し上ります。又、振込下
尚、久振振着の振付金永の因縁の振付束の日の
是引致し、終つましたこと、此に付申し上ります。
先づ此に付申し上ります。

取具

登記簿抄本

登記簿査明

一 名 稱 復興金融金庫

一 事務所 東京都千代田區丸ノ内壹丁目八番地壹

一 従たる事務所 昭國市天神町八拾番地ノ貳

一 代理人尾家隆人ノ氏名住所

昭國市天神町八拾番地ノ貳 尾 家 隆 人

此ノ抄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ト相違ナキコトヲ認
證ス

昭和二十六年貳月五日

昭國法務局

法務府事務官

増田 一 郎



續要族事參拾六條の抵當權者の承諾書

福岡縣探掘事壹貳七八號

福岡縣高橋郡大隈町山田町間地内

石炭探掘礦區面積 參拾四萬四千八百參拾七坪

續要權者 共同石炭礦業株式會社

右代參事役 人 安太藏

右探掘權參拾六條中の九千參百貳拾七坪の大隈群中、小
石三尺層、帶無層、五尺層の各炭層を福岡縣探掘事壹〇四八號
より續要族事參拾六條に依り掘進するため増島田原を爲すことを承
諾する

昭和貳拾六年貳月六日

東京都千代田區丸の内壹丁目八番地壹

福岡縣探掘事壹貳七八號

續要權者 復興金融會社

福岡市天神町八拾番地の貳

右代權人 堀家 義

人 9

福岡縣探掘券發賣會の四八號圖案證書
久恒礦業株式會社 宛 中

承 取 願

（印）

後に弊社所有探掘券第一〇四八號圖案より貴社所有探掘券第一二七八號及び日鐵礦業株式會社所有探掘券第一號圖案の一部に對し其探掘地範圍の通り鐵業法第三十六條に依る増進増果の割取額を頂きましたるが該區域内に賦存する不純炭層中の小石三尺番、等無番五尺番の各炭層を採掘するに付いて貴社保安上開圖地の設定を必要とせざる事を御承取願此旨抄願致します

昭和廿六年一月 日

東京都千代田區神田區清治町一丁目一番地の二

鐵業證書 久恒礦業株式會社

共同石炭鐵業株式會社
社長 入 交 太 藏 殿

（印）

願に依る大焼炭層群中小石三尺層帶無層五尺層
 の各炭層採掘に對し保安上間隔地設定の必要認
 めざるに依り右承認する（別紙圖面の通り）

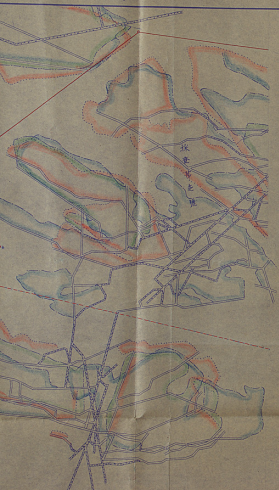
昭和二十六年 月 日

東京都中央区湊町五丁目拾七番地

鑛業権者 共荷石炭鑛業株式會社

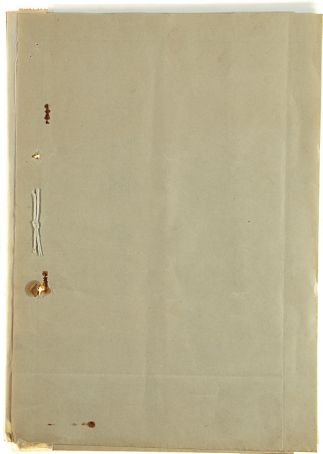
右代表取締役 入 交 太 蔵

添附圖 縮尺參千分一



凡例	鑛區	増正鑛	岩切地	三尺層	五尺層	三尺層	四尺層







昭和二十五年十二月九日

東京 葛西郡 葛西町 大字 才田
井岡石堂 謹啓 此式會社 日吉 御禮所



久遠 謹啓 此式會社 御中

承 諸 書 送 付 ノ 件

頭書ノ件ニ關シ 謹啓 法第三十六條ニヨル 増徴 承 諸 書 送 付 ノ 件
可 開 印 ノ 上 御 送 付 申 上 候 間 御 受 取 得 下 度 候 也

(實日録二冊)

東京 葛西郡 葛西町 大字 才田 井岡石堂 謹啓

東京 葛西郡 葛西町 大字 才田 井岡石堂 謹啓



彌陀法第三十六條による相違増減水落審

實所有の彌陀寺第一〇四八號圖區より當寺所有の彌陀寺第一二七八
號圖區中別添圖示區域面積九十番百貳拾六坪内に賦存する大徳院
跡中小石三尺許、僧無番及五尺許に對し彌陀法第三十六條による相
違増減出願を承審する。

昭和二十五年 月 日



東京都中央區湯町一丁目一の八

彌陀寺 共同石佛彌陀寺株式會社

久岐彌陀寺株式會社

取締役社長 寺岡英雄殿

二順編第六二八號

昭和二十五年十一月三十日



日鐵鋼業株式會社

二順編業所長 小 倉 進

共同石炭鐵鋼株式會社

社長 人 交 太 藏 藏



久松鋼業株式會社採掘部課の増出額に關し御依頼の件

貴社の所有せられる採掘部第一、二七八號礦區と重複關係にある當社
所有の採掘部第一號礦區中、別紙添付圖面指示區域の大地層群を、
このたび久松鋼業株式會社に譲渡することを約定いたしました。
就きましては、當所において前區域の減出分譲等に於ける久松鋼業
株式會社増生費額よりの増出額を御承知下さいますようお願い申
上げます。

試験機の延長出願

十一月末期 6

重要新物考査法の決定に伴ひ、試験機の進行を開始した試験機について、さきにも月報紙上（第五期分）に掲げたが、そのうち昭和十六年五月三十一日迄に鑑定登録された試験機は来る昭和二十五年五月三十一日迄しか存続しないので、試験使用期間十回を一回進行期間百回に換る試験機の存続期間延長（二十年）出願手続は試験終了六ヶ月前に行はねばならぬのであるが、延長すれば来る十一月末が期間となるので、関係の向は御留意の要である。

なお、その出願手続として口頭審査又は筆頭出する（但し局長経由）延期申請書の提出二回で、その審査を以て次の通りである。

一 試験機の氏名又は名称及び住所

二 試験機の登録番号

三 試験機の所在地

四 延期の理由

五 試験機存続中に於ける各年別発行賞状

久岡製紙株式會社

佐賀縣保登一號 二六七五〇坪 外海製紙廠 約七〇萬坪

沿革 明治初年 昭和十四年十一月：角内氏開始 昭和廿一年六月：小西竹三氏經營

昭和廿一年九月：小西龜太郎 昭和廿一年十二月本號ノ爲中止 昭和廿二年四月

新築開始 昭和廿三年一月：中丸高次買收（其時五八四三六四〇圓繳納ス）

昭和廿三年四月本號經營手 昭和廿三年八月一號中止ノ關係ノ諸武彥號ニ譲渡ス

貸與ス

地形

山形原野多シ

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

三尺層 野丈

抱：一〇坪
ボシフ小屋：五坪
計：二九坪
トラツク：二百カ三
外土屋若干
七九七坪